4.3 生物多様性

1) 河川ごとの鳥類相の特徴

ここでは、河口から上流にいたるまで連続的に鳥類の確認種数や生息環境の指標性ごとの確認個体数を整理し、河川ごとの鳥類相の特徴を整理しました。

【鳥類の全流程にわたる種数・個体数の分布状況】

(鳥類調査)

越冬期、繁殖期のスポット毎の確認種数、確認個体数、環境指標別個体数組成比の分布 状況は河川毎に多様

鳥類の越冬期と繁殖期別の 1km ピッチのスポットの確認種数、個体数と生息環境別確認 個体数組成を整理しました。

越冬期、繁殖期別の確認種数をみると、越冬期に確認種数が多いスポットがみられる傾向の河川、大きな差はみられず流程での分布傾向もおおむね同じような傾向を示す河川など様々でした。スポット毎の確認個体数でみても同様に河川によってさまざまな傾向がみられました。生息環境指標性別の個体数組成比でみると、越冬期には河川流水指標種、静止水面指標種や樹林指標種の比率が高い河川が多く、繁殖期は全体的に樹林指標種、草原指標種の比率が高い傾向がみられました。

(資料掲載: 4-19~4-22ページ)

ここでは、鳥類の越冬期、繁殖期の 1km ピッチのスポットでの確認種数と確認個体数、人家周辺指標種(人家周辺を生息環境とする種)、海岸・砂浜指標種(海岸や砂浜を生息環境とする種)や、樹林指標種(樹林を生息環境とする種)、水辺指標種(水辺を生息環境とする種)、河川流水指標種(河川の流水を生息環境とする種)や静止水面指標種(湖沼などの静止水面を生息環境とする種)など生態的な特徴を指標とする^{注1)}種毎の個体数組成比率を整理しました。

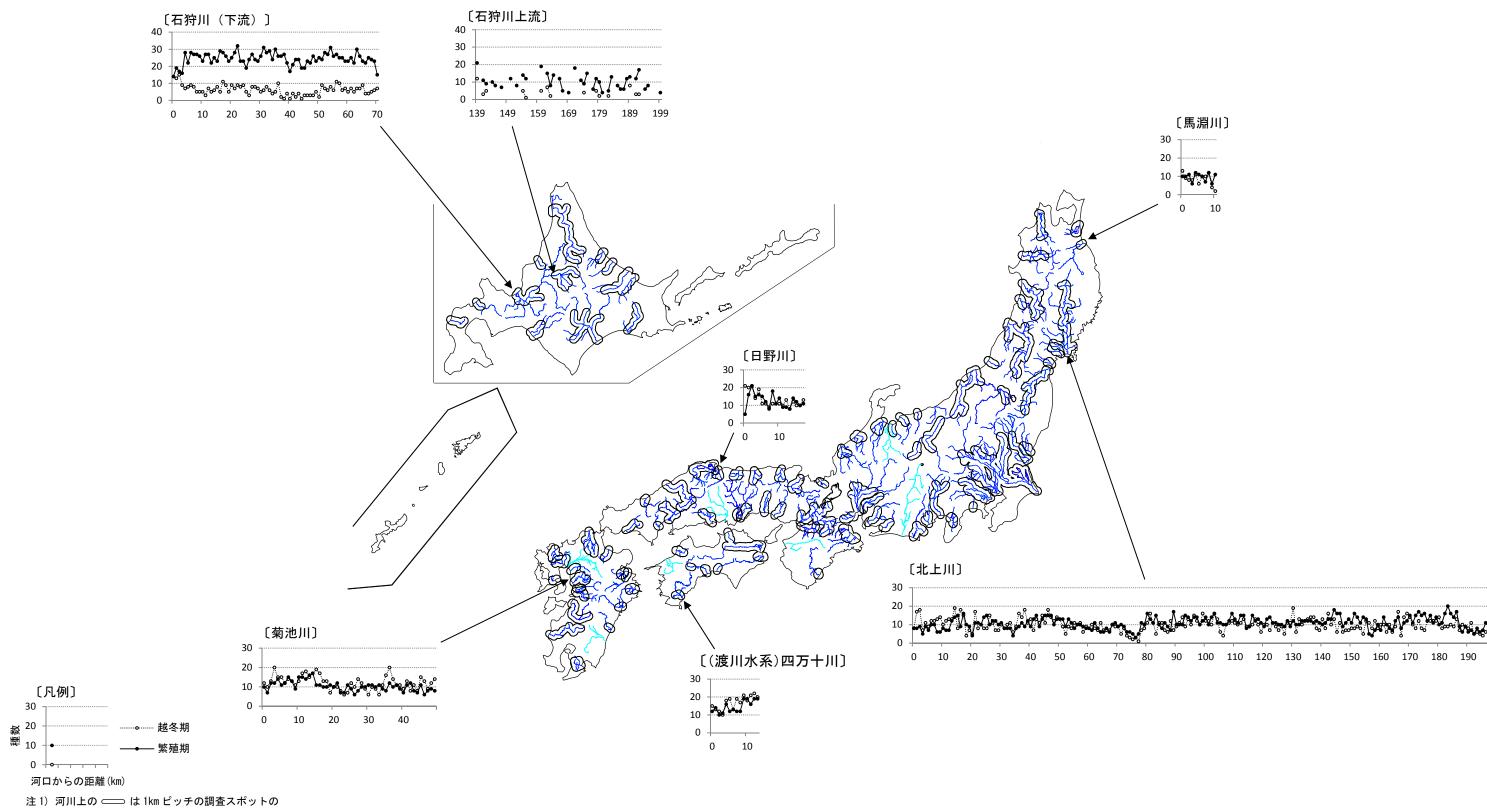
スポット毎の確認種数は、北海道地方の石狩川下流では、繁殖期にはおおむね 20 種以上でしたが、越冬期にはおおむね 10 種以下と季節によって大きな差がみられました。その他の河川では、季節による大きな差はみられず、おおむね 20 種未満でした。

スポット毎の確認個体数をみると、北海道地方の石狩川では繁殖期の確認個体数が越冬期よりも多い傾向がみられました。一方、東北地方の北上川、四国地方の渡川水系四万十川、九州地方の菊池川では越冬期の確認個体数が繁殖期よりも多い傾向がみられました。東北地方の馬淵川、中国地方の日野川では季節による大きな差はみられませんでした。

生息環境指標性別の個体数組成比でみると、越冬期には河川流水指標種、静止水面指標種や 樹林指標種の組成比率が高い河川が多くみられました。繁殖期の生息環境指標性別の個体数組 成比では、全体的に草原指標種、樹林指標種の比率が高い傾向がみられました。また、九州地 方の菊池川では砂礫泥地指標種の組成比率も高い傾向がみられました。

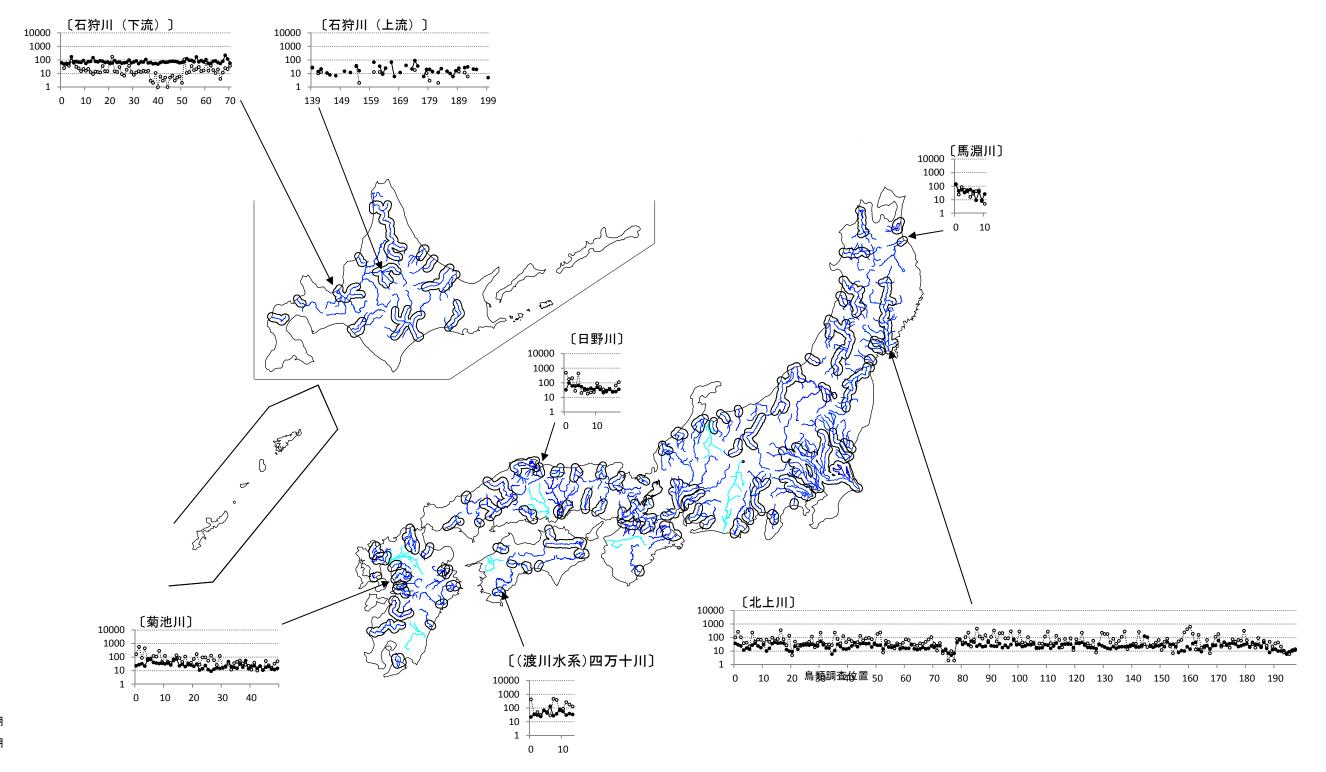
これらの河川毎の鳥類相の特徴は、渡りや越冬などの季節的な要因やそれぞれのスポットの 開放水面の面積や河川敷の植生など河川区域の状況を反映していますが、その他にも河川区域 外の都市や人家、田畑、森林などの状況も関係しています。

注1) 出典:原色日本野鳥生態図鑑〈水鳥編〉・〈陸鳥編〉、1995. 保育社.



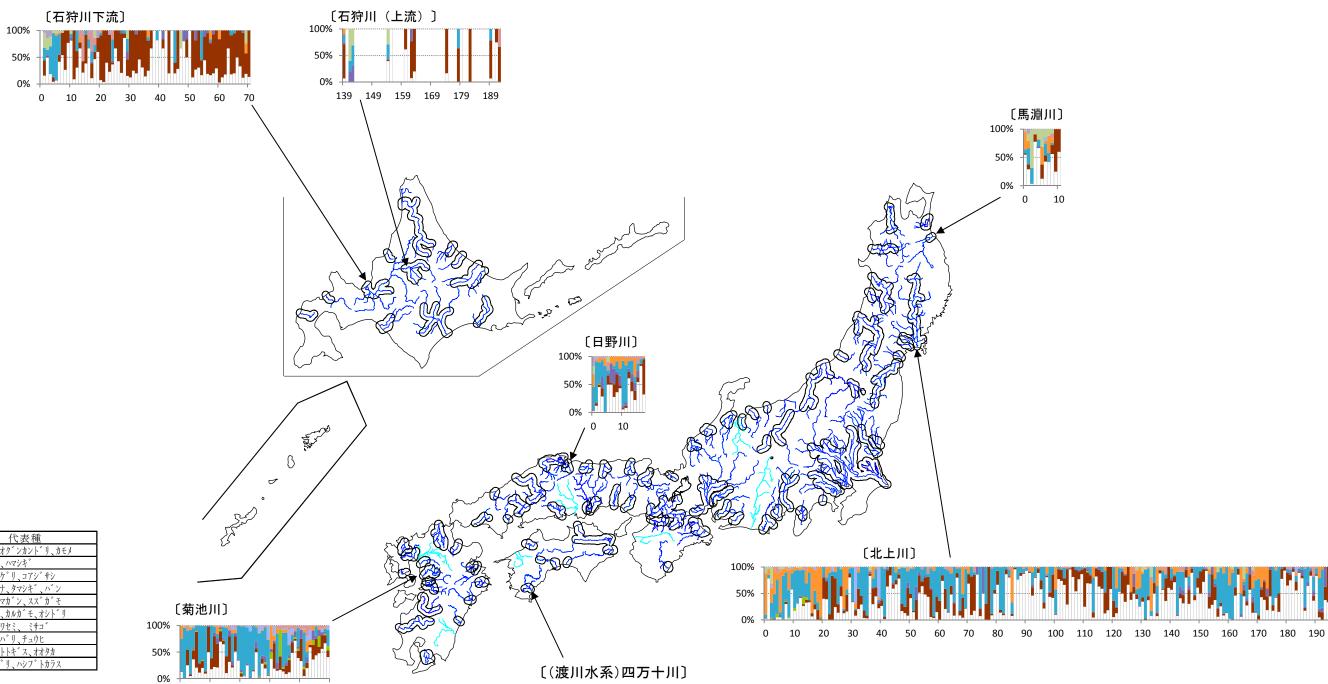
- 設定範囲を示す。
- 注 2) 直轄管理区間のみを示した。
- 注3)集団分布地、移動中の確認は含まない。

鳥類の1kmピッチの確認種数(平成26年度調査結果)



- 注 2) 直轄管理区間のみを示した。
- 注3)集団分布地、移動中の確認は含まない。
- 注 4) 4 巡目調査は調査実施途中であり、——は、調査 未実施の河川を示す。

鳥類の 1km ピッチの確認個体数 (平成 26 年度調査結果)



凡例

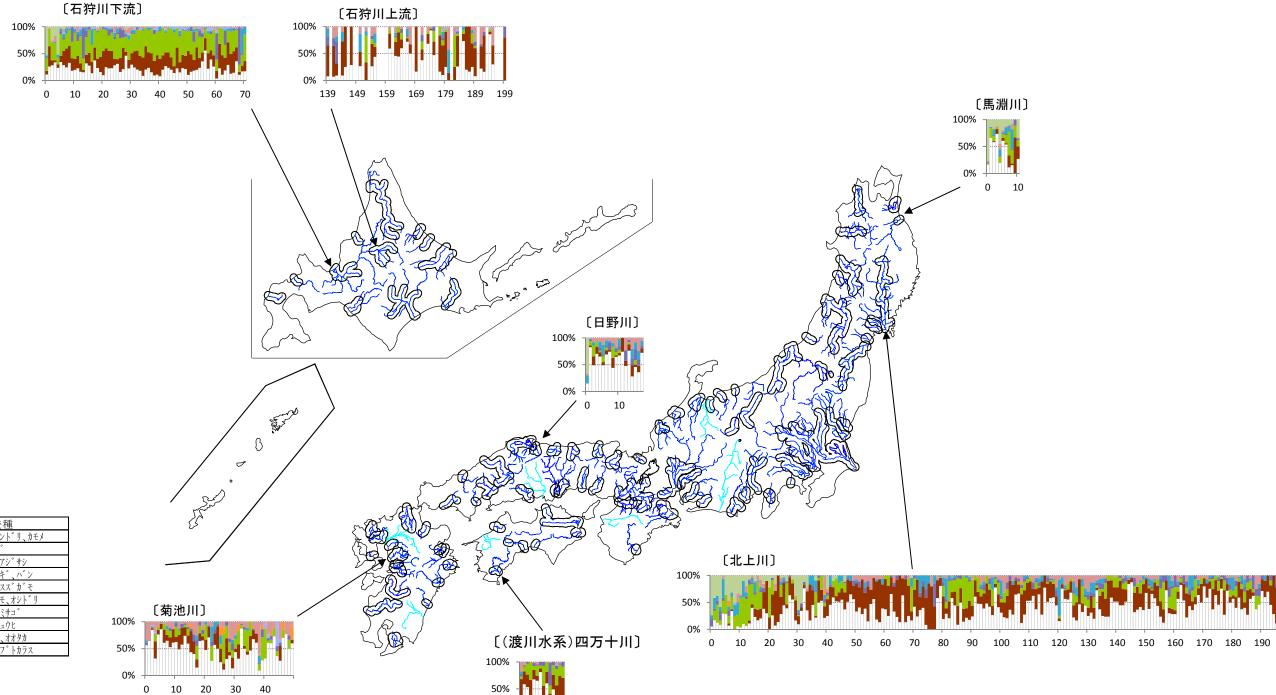
色	指標性	代表種
	海洋	カツオト゛リ、オオク゛ンカント゛リ、カモメ
	海岸・砂浜	ウミウ、ウミネコ、ハマシキ゛
	砂礫泥地	コ゛イサギ、タゲリ、コアジサシ
	水辺草むら	ヨシコ゛イ、クイナ、タマシキ゛、ハ゛ン
	湖沼静止水面	オオハクチョウ、マカ゛ン、スス゛カ゛モ
	河川流水	カワウ、マカ゛モ、カルカ゛モ、オシト゛リ
	水辺	ハクセキレイ、カワセミ、 ミサコ゛
	草原	オオヨシキリ、ヒハ゛リ、チュウヒ
	樹林	ツク゛ミ類、ホトトキ゛ス、オオタカ
	人家周辺	スス゛メ、ムクト゛リ、ハシフ゛トカラス



河口からの距離(km)

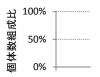
- 設定範囲を示す。
- 注 2) 直轄管理区間のみを示した。
- 注3)集団分布地、移動中の確認は含まない。
- 注 4) 4 巡目調査は調査実施途中であり、—— は、調査 未実施の河川を示す。

鳥類の1km ピッチの確認個体数組成比(平成26年度調査結果;越冬期)



凡例

色	指標性	代表種
	海洋	カツオト゛リ、オオク゛ンカント゛リ、カモメ
	海岸・砂浜	ウミウ、ウミネコ、ハマシキ゛
	砂礫泥地	コ゛イサギ、タゲリ、コアジサシ
	水辺草むら	ヨシコ゛イ、クイナ、タマシキ゛、ハ゛ン
	湖沼静止水面	オオハクチョウ、マカ゛ン、スス゛カ゛モ
	河川流水	カワウ、マカ゛モ、カルカ゛モ、オシト゛リ
	水辺	ハクセキレイ、カワセミ、 ミサコ゛
	草原	オオヨシキリ、ヒハ゛リ、チュウヒ
	樹林	ツグミ類、ホトトギス、オオタカ
	人家周辺	スス゛メ、ムクト゛リ、ハシフ゛トカラス



河口からの距離(km)

- 注 2) 直轄管理区間のみを示した。
- 注3)集団分布地、移動中の確認は含まない。
- 注 4) 4 巡目調査は調査実施途中であり、――は、調査 未実施の河川を示す。

鳥類の1kmピッチの確認個体数組成比(平成26年度調査結果;繁殖期)

0 10

2) 生物多様性の攪乱

鳥類の場合、渡り鳥のように自ら大移動を行う種も多くいますが、アヒルなどのように家禽として飼われていたものや、ガビチョウなどのようにペットとして飼われていたものが逃げ出し、野生化して自然界へ広がっている例もみられます。このような国外外来種が生態的に優勢な場合、在来の生物種の生息を圧迫したり、自然界では起こらない交雑によって、地域で保有されていた固有な遺伝子の喪失をもたらしたりすることで、生態系へ様々な影響を与えることが懸念されています。

ここでは、河川水辺の国勢調査結果を用いて、特定外来生物の侵入・拡大状況の観点から、 特定外来生物に指定されているガビチョウ、ソウシチョウなどの確認状況について整理しまし た。

【生物多様性の攪乱:特定外来生物の確認状況】

(鳥類調査)

国外外来種で特定外来生物に指定されているガビチョウを1河川で確認

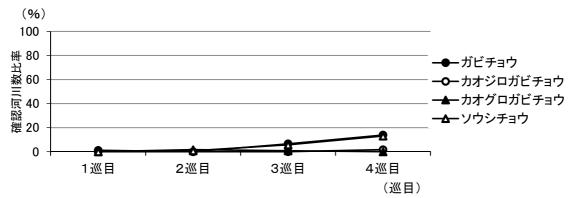
国外外来種で特定外来生物に指定されているガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウについて確認状況を整理しました。

今回とりまとめを行った6河川では、ガビチョウが九州地方の菊池川で初めて確認されました。

(資料掲載: 4-25~4-26ページ、4-42~4-43ページ)

1~4巡目調査の確認河川数の比較

	1 巡目	2巡目	3巡目	4 巡目
種類	(81河川)	(118河川)	(122河川)	(115河川)
ガビチョウ	1河川	0河川	8河川	16河川
	[1.2%]	[0.0%]	[6.6%]	[13.9%]
カオジロガビチョウ	0河川	0河川	0河川	2河川
	[0.0%]	[0.0%]	[0.0%]	[1.7%]
カオグロガビチョウ	0河川	2河川	1河川	0河川
	[0.0%]	[1.7%]	[0.8%]	[0.0%]
ソウシチョウ	0河川	1河川	7河川	15河川
	[0.0%]	[0.8%]	[5.7%]	[13.0%]



- ※ 確認河川数の比較は、直轄管理区間のデータを対象とした。
- ※ () 内は調査実施河川数を示す。
- ※ 〔〕内は確認河川数の調査実施河川数に対する割合(%)を示す。
- ※ 4巡目からは、調査方法を調査地区対象のラインセンサス調査から河川全体の調査箇所における分布の 確認を主としたスポットセンサス調査に変更した。

ここでは、特定外来生物に指定されており、また、生態系被害防止外来種リストにも選定されているガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウは、いずれも東アジア、東南アジアを原産とする種ですが、主に鳴き声を楽しむためのペットとして輸入されていました^{注1)}。また、ソウシチョウは、観賞用のほか伝統的な化粧品であるウグイスの糞の代用品として飼育されていたこともあります。いずれも飼育個体の逃亡ないしは故意の放出が、野外への定着の主因であるとされています。主に低地林に定住し、これらの種が優占しているところもみられ、長期的には在来種への直接・間接の負の影響も懸念されています^{注2)}。

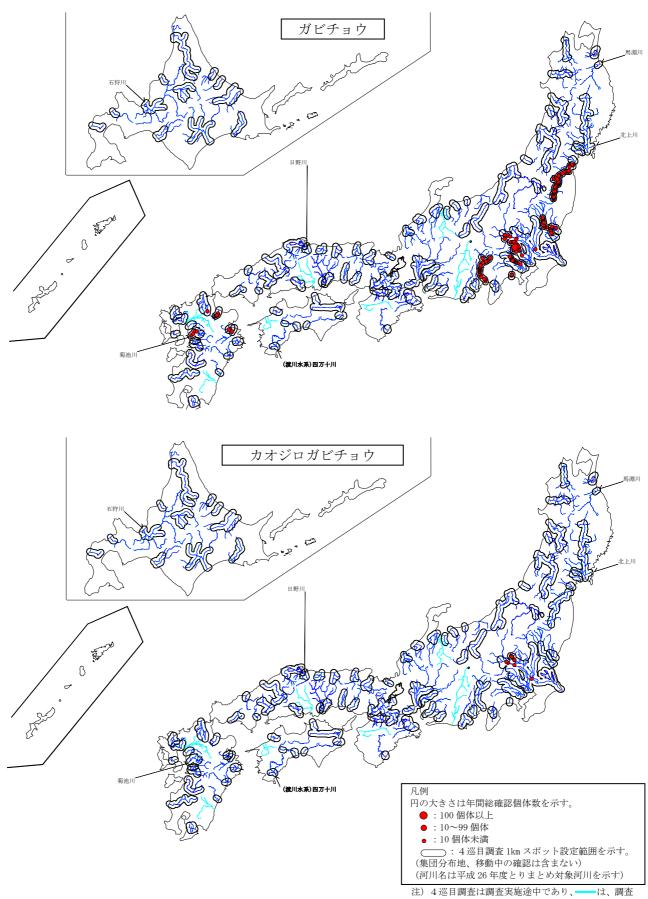
今回の調査では、ガビチョウが九州地方の菊池川で今回初めて確認されました。カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウは確認されませんでした。

 $1 \sim 4$ 巡目調査全体での確認状況を比較すると、今回確認されたガビチョウ、ソウシチョウは、3 巡目、4 巡目調査の調査実施河川数に占める確認された河川数の割合が高くなっており、分布の侵入・拡大傾向がみられました。

注1) 出典:日本の外来生物. 2008. 財団法人自然環境研究センター. 平凡社.

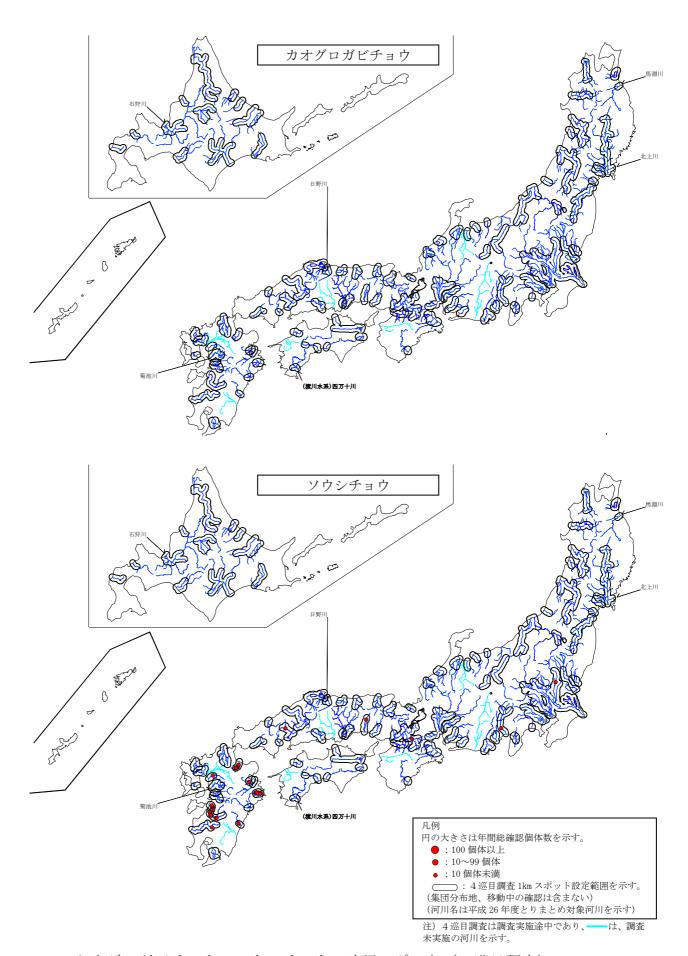
注 2) 出典:環境省ホームページ<外来種について>特定外来種一覧. http://www.env.go.jp/nature/intro/loutline/list/

※特定外来生物とは、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2005年6月1日施行)』により、輸入や飼養等が規制されている生物(生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる)です。おおむね明治以降に国外から導入された国外外来種のうち、生態系、人の生命・身体及び農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生物が指定されています。また、生態系被害防止外来種リスト(我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト)とは、我が国の生物多様性を保全するため、さまざまな主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的とし、環境省及び農林水産省が「生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある生物」を生態的特性及び社会的状況も踏まえて選定した外来種リストです。リスト中には特定外来生物法で指定された生物も含まれています。



注)4巡目調査は調査実施途中であり、 未実施の河川を示す。

ガビチョウ・カオジロガビチョウの確認スポット (4巡目調査)



カオグロガビチョウ・ソウシチョウの確認スポット (4巡目調査)